

令和7年4月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年4月8日(火) 午後2時30分～午後3時25分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	13	池田 三郎
3	山本 美加	9	坂本 一	14	芝 順子
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	6	室津 平
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	15	伊勢脇 精藏
19	植 俊彦				

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主事	岡本 ほのか
係長	正岡 研二	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(3件)
 第4号議案 四万十市農業委員会の委員の能率給の支給に関する規則の改正について
 報告事項

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号7番 安藤 久徳 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号19番 植 俊彦 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号11番 遠地 美千代 委員、議席番号12番 山本 官 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、竹島字高橋 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴35年の63歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具は、トラクター、管理機を所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機については父が所有しているものを使用することです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。 現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人とその家族が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、田野川字寺ヤシキ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の54歳の方で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の母の2人と

	なっております。農機具につきましては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は果樹、花きを栽培しており、取得後は引き続き譲受人とその家族が果樹、花きを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま す。 続きまして番号3。土地の表示は、鍋島字万兵衛谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのことです。 現在、申請地は果樹を栽培しており、取得後は引き続き果樹を耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま す。 続きまして議案書は3ページになります。 番号4。土地の表示は、大屋敷字ナカコヤ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は50歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間200日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラックを所有しており、管理機をリース予定とのことです。 申請地は自宅から約30分の距離となっております。 現在、申請地は果樹を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま す。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	譲受人はちょっとした知り合いの方で、この申請が出された際に譲受人から連絡をいただきまして、その時に内容確認をさせていただいております。現在耕作している田んぼを引き続き耕作していくということで、今回は親戚の方が遠方におりまして、高齢になっていることから贈与ということとなっております。

	そのようなことから適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本官委員」2番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	3月23日の12時30分頃に推進委員の武井さんと2人で譲受人親子と現地で会い、聞き取り調査及び現地確認を行いました。現況は、サカキ、花柴等の花木のほか、クリ、モモ、文旦等の果樹類が植わって綺麗に管理されていきました。この案件は、譲渡人が高齢で管理できなくなったので、どこかに買い手はおらんかなということで買い手を探していたところ、近所の譲受人が購入したいということでの申請になりました。譲受人は約140アールくらいの農地で水稻と季節野菜を栽培しておりまして、直販所等に出荷をしております。申請地を購入後も現況のまま管理して、直販所等で販売したいということなので、許可に対しては問題ないと考えております。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	今山本委員からご説明がありましたが、説明のとおりでございます。現地は非常に綺麗に整備された畑というふうに感じました。あとは許可が出次第、引き続き果樹園畑として管理を行っていくということで、全く周辺に与える影響はないと考えました。ということで、妥当であると判断しております。以上でございます。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	3番について説明させていただきます。この譲受人は鍋島と竹島の方でよくあがっている方で、以前に購入された土地なんかも既にミカンを植えたりとか、植える準備とかをやっております。今回の分も電話で確認をしまして現地を見に行きましたけれども、既に10年くらい経っている文旦の木が6本植わっておりまして、それをそのまま引き継いで管理していくということで、またちょっと空いた土地もありますので、そこにまた何か植えるかもという返事をいただいております。適当ではないかと考えております。以上です。

議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「伊勢脇委員」は本日欠席ですが、4番について適当である旨の連絡をいただいております。 東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	3月23日に現地確認をしました。ユズが植わっているところもありますが、譲受人が市内の街の方に住んでいるということでその時は会えないで、午後に本人と話をさせてもらいましたが、今後もユズの植わっていないところは苗を植えたりして引き続きユズの世話をしていくという返事をもらいましたので、3条の許可申請については適当と思いました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 3月25日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を新築するものです。場所については、古津賀駅より南西約550メートルに位置する農地で、西側、北側は市道、東側、南側は宅地となっております。排水計画について、屋根の雨水は樋で集水桝に集め、敷地内の雨水とも前面市道へ排水します。生活排水については浄化槽で浄化し、前面市道へ排水します。

	申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2。土地の表示は、有岡字本能寺 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月25日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山本美加委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を新築するものです。場所については、中筋中学校より北約450メートルに位置する農地で、西側、南側は市道、北側及び東側は宅地となっております。雨水は自然浸透と西側の既設側溝に排水します。生活排水については、西側の既設側溝に排水します。 申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	3月25日に関係機関の皆様と一緒に現地を確認しました。写真を見てもらったら分かるように、いつも宅地で案件があがっているところです。周りに農地はなくて、周辺の農地に与える影響はありません。なので適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	3月24日に現地を確認しました。この場所は最近よく農地の転用許可申請が出るところになりますが、この土地も特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号2について説明させていただきます。ここは昨年12月6日の総会で非農地証明の申請があったところです。今回は宅地に転用ということですが、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障もありません。 以上のことから転用については適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	山本委員が言われたとおり、他のところへの影響もないと思いますのでいいと思います。以上です。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。なお、3番については竹村推進委員に係る案件ですので、先に1番・2番の審議、採決を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページです。 番号1。土地の表示は西土佐奥屋内字坂引地、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月11日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の土居委員および室津推進委員、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地への進入路および倉庫建物となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は西土佐江川崎字下穴カ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月24日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の桑原委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務

	局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「土居委員」1 番についてお願いします。
●16 番 土居委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	3 月 11 日、室津推進委員、会長職務代理、事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。当該地は事務局の説明どおりで、現在 1119 番 5 については倉庫が建っており、一部宅地への進入路となっております。また、1121 番 12 については土間となっております。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	3 月 11 日に土居委員、会長職務代理、事務局、私で現地の方に行っております。15 年以上経っておりまして、特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「桑原委員」2 番についてお願いします。
●4 番 桑原委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	3 月 24 日、遠地委員、竹村推進委員、事務局と現場の確認をいたしました。すごく立地条件も悪く、車もなかなか入らない地域でございます。こちらは耕作も不可能な状態で原野と化しております。農地への復旧は困難と判断致しました。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	24 日に現地を同行させていただきました。今桑原委員から説明があったとおりで特に付け加えることはありません。交付については妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付の 1 番・2 番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付の1番・2番について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、3番について審議、採決いたします。 なお、関係者ですので、竹村推進委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示は西土佐長生字城宮、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月24日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の芝委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「芝委員」3番についてお願いします。
●14番 芝委員 （西土佐長生地区ほか担当）	3月24日15時頃、申請代理人、会長職務代理、事務局で現地確認をしました。当該地は平成22年より耕作放棄され、現在に至りました。農地への復旧は困難と判断しました。耕作放棄から10年以上経っており、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	この案件については竹村推進委員に係るものであり、推進委員の意見は省略します。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付の3番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付の3番について、原案のとおり交付することといたします。 竹村推進委員は入室してください。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	四万十市農業委員会の委員の能率給の支給に関する規則の一部改正について報告させていただきます。 農地パトロールや新規参入の促進といった最適化活動に伴う能率給につきましては、これまでは一律均等に各委員に支給しておりました。しかしながら、国が定める「農地利用最適化交付金事業実施要綱」では、（交付金の算定について、）積極的な活動を推進するため、委員それぞれの実績に応じて金額が算出されています。 令和7年度より、本農業委員会におきましても、活動実績に応じた額を基本とするよう規則の改定の準備をしているところです。規則の詳細が決まりましたら、次回の会でお伝えしたいと思っております。 活動記録簿の実績に応じて計算するため、活動記録簿の提出を改めてお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年4月8日

議長 清水優志

署名委員 遠地美千代

署名委員 山本 寛